

督促状や催告書は、ハガキのほかに赤や橙色の封筒にて送付



「連絡なしに、何で差し押えするんだ！」と、差し押さえを執行された人が収納課に怒鳴り込んでくることがあります。滞納処分（差し押さえ）は、法の規定に基づく強制処分のため、「いつ行います」といった滞納者への連絡は、一切行っておりません。しかし、滞納処分の執行前までは、督促状や催告書などを滞納者に通知します。これらには、「滞納金額の納付期限」や「納税相談の要請」などが記載されています。この通知を無視したり、対応しない場合や財産があるのに税金を納付しない場合などには、滞納処分（差し押さえ）を執行します。

滞納処分に至るまで

滞納処分を執行するには、まず滞納者の財産調査を実施し、財産の差し押さえを行います。そして、差し押さえした財産を換価し、代金を滞納金に充てます。主な差し押さえの種類としては、次のとおりです。

- 各種債権（預貯金・給与・生命保険・売掛金など）
- 不動産や自動車等
- 動産（有価証券・貴金属など）

滞納処分の現状

市税滞納処分の推移

単位：件数

区分	年度	18	19	20	21
債権		29	352	443	743
不動産		17	88	86	55
動産		0	0	1	0
計		46	440	530	798

※軽自動車以外の自動車は不動産に含む

市では積極的な滞納処分を行うための確保に努めています（右表参照）。過年度・現年度を問

滞納ゼロを目指して

税の収納状況を見る「収納率」。昨年度の市税の収納率は、97.8%となりました（注1）。つまり、納税者の100人に2人は、市税を滞納していることになります。市民税や固定資産税、軽自動車税などの市税は、厳しい経済情勢の中、財政難に苦しむ地方自治体にとって重要な財源であり、公共サービスの充実と公平な税負担のためにも、滞納を放置することはできません。市では、「滞納は許さない」を合言葉に、差し押さえによる滞納処分の強化や、徴収事務体制の見直しを行い、滞納整理に積極的に取り組みます。

※注1：平成21年度の現年度分の収納率。県平均は97.7%であり、安曇野市は県内19市で9番目
※背景の写真は、滞納処分で行うタイヤロック。悪質な滞納者には毅然と対応します。

悪質な滞納には
厳しく処分を
執行します

公平な納税

地方分権の推進が叫ばれるなか、福祉や子育て、住環境の整備などの行政施策を推進するためには、自主財源である「税」を確保することが重要です。市では、平成18年度から税金の徴収を専門に行う独立した部門を設置し、滞納処分（財産の差し押さえなど）を行っています。また10月からは、旧町村単位で実施してきた滞納整理の業務を見直し、高額滞納者の滞納整理に重点を置いた効率的な体制に改編することになりました。昨年度の現年度分の市税の収納率は97.8%という状況ですが、近年の景気の悪化により、過年度分の徴収率は上がっていない状況です。税金は、適正・公平な課税を行うことはもちろん、課税された税金をすべて納税していただくことで公平性が保たれます。市では滞納者に対し、徹底した財産の調査、法律の規定に基づく差し押さえなどを速やかに行い、公平な納税を実現するための取り組みを積極的に進めます。

税金の滞納は放置せず、必ずご相談を

「多重債務者」に見られるように、税金を滞納している人は、家庭や仕事の事情など、さまざまな問題を抱え込んでいることが少なくありません。税の滞納問題は、一人で悩まず、放置せず、まずは収納課にご相談ください。税金は、福祉や教育など、さまざまな市民サービスを提供するために欠かせないものです。市は、今後も市税などの収納率向上と税負担の公平性の確保に努めるとともに、納税相談の充実にも積極的に取り組みます。

☎豊科総合支所内収納課
(☎72・3111 ☎72・8340)

滞納処分までの流れ

